

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送送します

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

平成 31 年度（令和元年度）分の後期高齢者医療保険料額決定通知書（保険料納入通知書）を 7 月 12 日（金）に発送します。
納付方法は通知書を確認のうえ、納期内納付にご協力をお願いします。

- 対象
- 75 歳以上の人
 - 65 歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人

特別徴収（年金天引き）になる人

- 年金の年額が 18 万円以上の人 は原則、年 6 回特別徴収（年金天引き）になります。
- 4 ・ 6 ・ 8 月分は、仮算定された保険料で特別徴収されますが、10 ・ 12 ・ 2 月分は、確定年間保険料額から仮算定分の納付分を差し引いた額を 3 期に分けて特別徴収します。
 - ※ 特別徴収の人でも、申出書を提出すれば口座振替で納付することができます。

普通徴収（年金天引き）になる人

- 年金の年額が 18 万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の 2 分の 1 を超える人は特別徴収の対象にはなりません。
- 同封の納付書で 7 月～翌年 2 月（計 8 期）まで、期限内に市指定の金融機関などで納付してください。
 - ※ 納付には、口座振替が便利です。

保険料の軽減措置

- 均等割額の軽減
- 世帯の総所得金額によって、右表のとおり、均等割分の保険料が軽減されます。
- 被用者保険の被扶養者だった人の軽減
- 健康組合などの被保険者だった人は、保険料の所得割負担がなく、均等割額が 5 割軽減されます。

■均等割額の軽減		
軽減種類	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額など	軽減後の均等割額
8 割軽減	均等割の 8.5 割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員の年金収入が 80 万円以下で、その他各種所得がない世帯	8、2 0 0 円
8.5 割軽減	33 万円を超えない世帯	6、1 5 0 円
5 割軽減	33 万円 + 28 万円 × 被保険者数の金額を超えない世帯	2 万 500 円
2 割軽減	33 万円 + 51 万円 × 被保険者数の金額を超えない世帯	3 万 2,800 円

※ 年金所得がある人は、総所得金額などから 15 万円が特別控除されます。

8 月 1 日に一斉更新

簡易書留で後期高齢者医療被
保険者証を郵送

7 月中に、更新される保険
者証を郵送します。保険証が
届かないときや、内容に誤り
があったときは必ず連絡をし
てください。

介護保険料 特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書を送送します

今回の通知は、前年の所得額を基に決定した保険料額と徴収方法（特別徴収・普通徴収）のお知らせです。
7 月 12 日（金）に発送しますので通知が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

☎ 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

特別徴収（年金天引き）

年金の年額が 18 万円以上の人 は原則、年 6 回の特別徴収（年金天引き）になります。前年度特別徴収の人と、今年度の仮徴収（4 ・ 6 ・ 8 月）が特別徴収の人は、本徴収（10 ・ 12 ・ 2 月）分も年金から特別徴収されます。

また、今年 2 月までに 65 歳になった人や市に転入した人で、現在普通徴収の人は 10 月から特別徴収になる予定です。

■保険料額の平準化

特別徴収額決定通知書で、4 ・ 6 月と 8 月の保険料額が異なる人は、平準化のため天引き額が変更になっています。

平準化とは？

仮徴収額と本徴収額とで 1 回の納付額に大きな差が生じると、特別徴収後の年金額が年度の前半（4 ・ 6 ・ 8 月）と後半（10 ・ 12 ・ 2 月）で変わってしまいます。このため、8 月で増額・減額調整を行い、年間 6 回に分けて特別徴収される介護保険料をできるだけ均一にするものです。

■特別徴収の確定保険料

特別徴収の介護保険料は、日本年金機構から送られてくる年金振込通知書ではなく、市の介護保険料額決定通知書に記載されている額が今年度の確定保険料になります。

10 月から特別徴収（年金天引き）になる人

通知書に添付されている普通徴収納付書で、7 ・ 8 ・ 9 月の 3 期分を金融機関などで納付します。10 ・ 12 ・ 2 月分は、特別徴収になります。

その他

決定通知書で特別徴収の納付案内をした人でも、特別徴収にならない場合があります。特別徴収ができないときは、後日普通徴収の納付書を送付します。

保険料（年額）の算出方法

後期高齢者医療制度では、原則として対象になる被保険者全員が保険料を納付します。

保険料は、被保険者均等割額 ① と所得割額 ② の合計になります。

なお、保険料の限度額は 62 万円です。

①均等割額… 4 1、0 0 0 円

被保険者全員が定額で負担する保険料

※世帯の所得により軽減されるときがあります。必ず所得などの申告をしてください。

②所得割額… 基礎控除後の総所得金額 × 7 ・ 89 %

被保険者の所得に応じて負担する保険料で、所得から基礎控除 33 万円を差し引いた額に所得割率をかけて算出する保険料